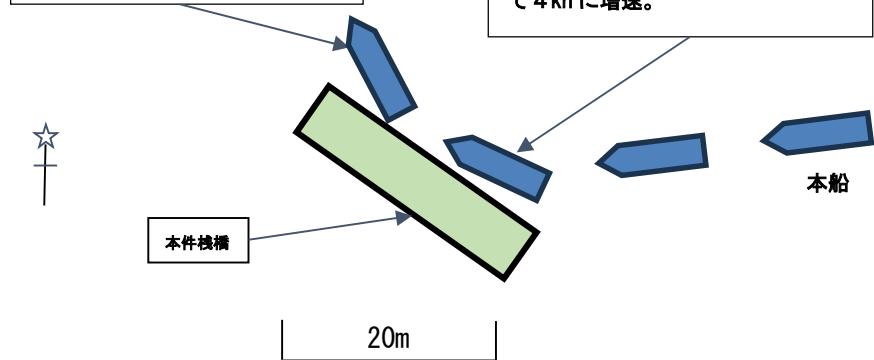


船舶事故調査報告書

令和7年11月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（桟橋）
発生日時	令和7年3月25日 11時30分頃
発生場所	滋賀県彦根市多景島企業桟橋 多景島四等三角点から真方位 $203^{\circ} 74m$ 付近 (概位 北緯 $35^{\circ} 17.8'$ 東経 $136^{\circ} 10.7'$)
事故の概要	実習調査船はっさかⅡは、着桟操船中、桟橋に衝突した。
事故調査の経過	令和7年4月17日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施
事実情報	
船種船名、総トン数	実習調査船 はっさかⅡ、9.7トン
船舶番号、船舶所有者等	253-35853 滋賀、公立大学法人滋賀県立大学
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者等	なし
損傷	本船 左舷船尾部落下防止柵に曲損及び防舷材に擦過傷 桟橋 防舷材に擦過傷
気象・水象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、本船の整備後の試運転及び船長の着桟操船練習の目的で多景島に向か、滋賀県長浜市の係留場所を出航した。</p> <p>船長は、多景島企業桟橋（以下「本件桟橋」という。）へ左舷着けで着桟しようと、主機を半クラッチの状態として、約1ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、本船を右回頭させて本件桟橋に接近させたところ、行きあしが足りないと思い、速力を上げることとした。</p> <p>船長は、速力を上げようと主機操縦レバーを操作したところ、同レバーを前進側に倒し過ぎた。</p> <p>本船は、主機のクラッチが入り回転数が急上昇して、約4knの速力となり、船首部が本件桟橋至近に急接近し、本船の左舷船尾部が、左方に大きく振れて、本件桟橋に衝突した。</p> <p>（図1 参照）</p>

	<p>左舷船尾部が左方に大きく振れて本件桟橋に衝突。</p> <p>右回頭したまま行きあしが足りないと感じ、主機操縦レバーを倒し過ぎて4knに増速。</p>  <p>20m</p>
	<p>船長は、本船及び本件桟橋の損傷状況を確認し、本事故の発生を運航管理者に報告するとともに水上警察署に通報した。</p> <p>船長は、本船の操船経験が6か月あったが、着桟経験が少なく、着桟操船に慣れていなかった。</p>
分析	<p>本船は、本件桟橋に左舷着けしようと着桟操船中、船長が、行きあしが足りないと感じ、速力を上げようとした際、操縦レバーの操作を誤り、急加速させたことから、船首部が本件桟橋に急接近し、左舷船尾部が左方に振れ、本件桟橋に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、着桟経験が少なく、着桟操船に慣れていなかったことから、操縦レバーの操作を誤り、急加速させたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、着桟操船中、船長が、速力を上げようと操縦レバーを操作した際、急加速させたため、本件桟橋に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型船舶の船長は、操縦レバーをゆっくりと操作して、急発進や急加速しないようにすること。 ・離着桟の経験が少ない小型船舶の船長は、操船訓練を積み重ねること。